

= 業界情報 =

平成29年度マイカ一点検キャンペーン・スローガンの決定について

標記キャンペーンのスローガンの募集につきましては、全国から約5,500通の応募があり、選考委員会にて厳選なる審査を行った結果、下記のスローガンが平成29年度のキャンペーン・スローガンとして決定しましたのでお知らせいたします。

《スローガン》

『マイカーも 働きすぎは 要チェック』

騒音計の検定について（指定工場の皆様へ）

標記検定が実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間（前回検定から5年間）の確認を行い、該当する場合は必ず検定を受けられますよう、お知らせいたします。

検定の有効期限を越えてしましますと、指定整備が行えませんのでご注意下さい。また、振興会でのお預かりもできませんのでご了承ください。

1. 日 時 平成29年5月24日(水)10:00~15:00
(受付 10:00~14:00)
2. 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 実習場
3. 実施者 (一財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 042-679-0147
4. 検定料 18,300円

騒音計の裏側



『不正改造車を排除する運動』について

～6月1日(木)～6月30日(金)の1ヶ月間は「不正改造車排除強化月間」～

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省の通達がありましたので、お知らせ致します。平成29年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むよう本運動の趣旨・実施事項等を踏まえ、ご協力をお願いします。

なお、本運動のポスターと不正改造車排除マニュアルを、会員の皆様に配布いたしますのでご利用下さい。

【目的】

我が国の自動車保有台数は、平成28年12月末現在で8,160万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は3,904人、負傷者数は62万人と減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いている。なお、負傷者の中には、本人と家族の人生を一変させるほどの重度の後遺障害を負う人もなお多い状況である。

また、我が国の大気汚染環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にある。

さらに、自動車交通騒音に係る環境基準達成状況についても、近年、全体としては緩やかな改善傾向であるものの、幹線道路に近接する空間においては改善すべき余地が依然として大きく、未だ苦情も寄せられている状況にある。

このような中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者や、その意を受けて車検時には基準適合していても車検後に部品の取付けや取外しをする不正改造や検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況である。また、本年2月15日、京都府警において、速度装置の改変を行う部品を販売した被疑者を同装置の不正改造ほう助の容疑で逮捕するという事案も発生しているところである。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図り、国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

【実施事項】

1. 重点排除項目

(1)前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付

(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

(2)前面ガラスへの装飾板の装着

(3)直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し (4)灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化

されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し

(5)タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのみ出し

(6)騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着

(7)土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し

(8)基準外のウイング（エア・spoイラ）の取付け

(9)不正な二次架装

(10) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

(11) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し

(12) 不正軽油燃料の使用

2. 自動車整備事業者における実施事項

「不正改造車を排除する運動」のポスターを掲示する等により、自動車ユーザーに不正改造防止を周知し不正改造車の排除に努めるとともに、「不正改造車排除マニュアル」等を活用して、下記事項を実施して下さい。

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

○適正な整備・改造の推進

○従業員に対する指導等

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

○不正改造車に関する情報等の提供

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

○自主点検の実施

指定自動車整備事業者の皆さんへ

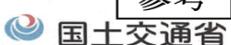
指定整備事業者における封印取付委託要領の変更について

ラクビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの交付に係る関係省令が施行されたことに伴い、「封印取付委託要領」(平成 18 年 10 月 4 日付国自管第 86 号) が一部改正

(平成 29 年 2 月 28 日付: 国自情整 242 号) になり、甲種受託者から再委託された指定整備事業者においては、変更・移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く)、再交付、番号変更、交換が委託の範囲に追加されました。

この取り扱いは、平成 29 年 4 月 1 日より施行されており、国土交通省及び一般財団法人 関東陸運振興センターから下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

参考



【参考資料】

封印委託の拡大について

種別	受託者の事業形態	委託範囲	再委託の範囲	
			受託者の事業形態	再委託範囲
甲種	ナンバープレートの交付代行者	全ての手続	日本輸入自動車組合の輸入車ディーラー	・出張予備検査を受けた新車
			丙種以外の指定整備事業者	・自ら販売する中古自動車 ・変更・移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く) ・再交付、交換、再封印
			各都道府県の行政書士会に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士	・新規・変更・移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く) ・再交付、交換、再封印
			優良自動車整備事業者	・変更・移転登録(乙種及び丙種の販売する自動車を除く) ・再交付、交換、再封印
乙種	型式指定車の新車販売業者	・自ら販売する自動車に係る新規登録 ・変更・移転登録 ・再交付、交換、再封印	自販連	自ら販売する自動車に係る新規登録(OSS申請に係るもの)
丙種	各都道府県の中古車販売協会	・構成員自ら販売する自動車に係る新規登録 ・変更・移転登録 ・再交付、交換、再封印	各都道府県の中古車販売協会の構成員たる中古車販売業者 再々委託	各都道府県の行政書士会に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士 委託範囲に同じ
離島	市町村	甲種に同じ		なし
丁種	各都道府県の行政書士会	・新規・変更・移転登録(乙種及び丙種の委託範囲に係るもの除外) ・再交付、交換、再封印	各都道府県の行政書士会に所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士	委託範囲に同じ

※現行はご当地ナンバーへの交換に限られているが、図柄入りナンバー等全ての交換が出来るよう拡大。

甲種受託者から指定整備事業者への再委託による封印引き渡しにおける確認書類等の提示一覧

2017/4/1～

再委託範囲	新規：自ら販売 移転・変更：但し、乙種及び丙種構成員が販売する自動車を除く 再交付・交換・再封印
方 式	出張封印方式

登録の種別		甲種受託者への提示一覧	
新規登録(新車)	車両法 7条3項	×	
新規登録(中古車)	車両法 7条3項	○	譲渡証明書(写)等及び保安基準適合証(写)等
移転登録	車両法 14条	○	譲渡証明書(写)または、登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)
変更登録	車両法 14条	○	
再交付・交換	車両法 1条2項	○ 管轄内)	承認印のある再交付交換申請書(写)
番号変更	登録令 43条	○ 管轄内)	登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)
封印き損滅失の再封印	車両法 1条4項	○	顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真
整備取外しの再封印	車両法 1条6項	○	

※上記表中の封印引き渡しにおける提示書類の趣旨は、それぞれ完検証(写)・保安基準適合証(写)等については現車提示省略、譲渡証明書(写)等・登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)については乙・丙種の販売の確認。
また、等とはその提示書類と同様の確認ができるもの。(保安基準適合証(写)等=自動車予備検査証・限定自動車検査証・限定保安基準適合証、譲渡証明書(写)等=登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写))

◆ なお、詳細につきましては、一般財団法人 関東陸運振興センター 山梨支部までお問い合わせください。

指定自動車整備事業者の皆さんへ

日整連が運営する「日整連自動車情報サイト」について

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会では、「継続検査 OSS」および「保適証サービス」の運用開始に伴い平成 29 年 4 月 1 日(土)より「日整連自動車情報サイト」を開設しました。

同サイトでは「保適証サービス」をご利用いただけるほか、今後「継続検査 OSS」申請手続きが可能となる「OSS 申請共同利用システム(AINAS)」をご利用いただけます。

なお、「OSS 申請共同利用システム(AINAS)」のご利用につきましては、現在準備中です。



日整連ホームページ



継続検査 OSS 関連窓口

継続検査 OSS 等の際に使用する承諾書について

4 月 1 日から OSS が運用開始されておりますが、継続検査（車検）等の際に指定整備事業者が交付する保安基準適合証情報や自賠責保険情報を電子的に登録情報処理機関に提供すること等について、あらかじめ自動車ユーザーに承諾を得ておく必要があります。

「日整連自動車関連情報サイト」において、継続検査（車検）等の際に利用する確認書及び承諾書が掲載しておりますのでご確認ください。

別添 1

車検を受けられるお客様へ

平成 29 年 4 月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行うことが可能となりましたが、電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前のお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となります。（法令の規定：道輸運輸省令第 94 条の第 2 項、同施行令第 10 条及び自動車損害賠償保険法第 9 条第 4 項、同施行令第 1 条をいいます。）

つきましては、継続検査（車検）の手続きを円滑に完了するため、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

以下、お客様ご記入欄

継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

継続検査（車検）の手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

① (継続検査（車検）申請に関する委任について)
□ 継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

② (継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾)
□ 保安基準適合証の交付に代え、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

□ 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

申 「電磁的方法」とは、紙による申請や印鑑の捺印への代えて、電子データにより国一括送するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

記入日 年 月 日

使用者の氏名（社名） 印記名・押印又は自署

別添 2

確認事項及び承諾書の記載例

車検を受けられるお客様へ

平成 29 年 4 月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行うことが可能になります。電磁的方法による場合は、法令の規定により、事前のお客様（使用者）の承諾が必要となります。（法令の規定：道輸運輸省令第 94 条の第 2 項、同施行令第 10 条及び自動車損害賠償保険法第 9 条第 4 項、同施行令第 1 条をいいます。）

つきましては、継続検査（車検）の手続きを円滑に完了するため、下記の確認事項及び承諾書を記入してチェックを付けてください。

【継続検査（車検）申請に関する委任について】
・ OSS により電子申請する場合は欄にレ点を記入して下さい。

【継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾】
・ 保安基準適合証を電子で交付する場合は欄にレ点を記入して下さい。

【車検証に記載されている番号欄の番号を記入して下さい】
・ 自賠責保険（共済）を取り扱っている事業者においては欄にレ点を記入して下さい。

【登録情報処理機関に提出する証明書】
・ 記名（ゴム印又は使用者以外の記入等）の場合は、押印が必要です。

【個人ユーザーの場合】
・ 使用者が署名した場合は、押印は不要です。

【法人ユーザーの場合】
・ 記名（ゴム印又は使用者以外の記入等）の場合は、押印が必要です。

【会社名の記入及び車検依頼者の姓名（記名の場合は押印が必要です）】
・ ゴム印等を利用して販賣社名等を記入して下さい。

「保適証サービス」ご利用時の自動車検査登録印紙の貼付について

国土交通省より、電子保安基準適合証による支局等窓口での継続検査申請を実施する際の検査登録手数料の納付方法（検査登録印紙の貼付）について、手数料納付書等への貼付の他、自動車検査証の余白部に検査登録印紙を貼付することでも差し支えないこと等について、下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

1. 改正概要

(1) 現在のところ指定整備工場が行う継続検査の申請手数料は、通達により保安基準適合証の余白部へ自動車検査登録印紙を貼付して納めている。

平成29年4月から継続検査申請において、電磁的に保安基準適合証（電子適合証）が提出されることになっており申請書面のペーパレス化が図られる。

現行制度では電子適合証が提出された場合、紙の手数料納付書に印紙を貼付して納めることでしか対応できないため、資源の削減や手続き書面のスリム化のために申請書面の電子化を進める立場に逆行することになる。

このため、継続検査申請において電子適合証が提出される場合は、申請に際して必ず提出される自動車検査証の余白部に自動車検査登録印紙を貼ることで手数料納付を可能とする。

(2) 登録業務については自動車登録業務等実施要領及び電子情報処理組織による自動車登録検査機械処理要領へ規定されている項目があるため、必要な整理を行った。

2. スケジュール

公布： 平成29年4月10日 施行： 平成29年4月10日

番号 00224-A		平成26年 9月11日							
自動車検査証									
自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
品川 C お 1234	平成23年 9月28日	平成23年 9月	小型	乗用	自家用	オートバイ			
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量			
ヤマダ	[352]	2人	—kg	200kg	—kg	310kg			
車両番号		長さ	幅	高さ	前輪重量	後輪重量	前輪重量	後輪重量	
VK58A-123456		213cm	76cm	109cm	100kg	—kg	—kg	100kg	
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	総括区分番号				
EEL-VK58A	K510	kw 0.39kW	ガソリン	16407	0001				
検査者の氏名又は名称	東京 太郎								
所有者の住所	東京都渋谷区本町4丁目16-4 [13013-0077]								
使用者の氏名又は名称	本 本 本								
使用者の住所	本 本 本								
使用的本拠の位置	* * *								
有効期間の満了する日	平成28年 9月27日	年	月	日					
備考	【品川】、継続検査 自動車重量税額 ￥3,800 【走行距離計表示値】5,200km(平成26年9月11日) 平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 94dB マフラー・加速騒音規制適用車 【受検種別】持込検査車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり 【受検形態】認証整備工場 以下余白								
自動車検査登録印紙は 備考欄に貼付してください									

保安基準適合証用紙の様式について

標記について、日整連から下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正により、自動車損害賠償責任保険証明書の写しの提出に代えて、保安基準適合証の余白部分に記載する自動車損害賠償責任保険の情報から、「保険契約者名」が削除された様式（別添参照）に変更されましたが、本件については、通達上、「様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。」とされていることから、従前様式の使用も認められており、また、新様式に保険契約者名を含めて記載（保険会社欄に契約者を含めて記載）したとしても差支えないことを、あわせてお知らせします

The image shows two versions of the 'Security Standard Compliance Certificate' (保安基準適合証). The left version is the original, and the right version is the revised one. Both forms are divided into sections: 'Information about the vehicle owner/insurer' (事業者の氏名又は名称), 'Vehicle information' (車両番号), 'Driver information' (運転者), and 'Insurance period' (保険期間). The revised form on the right has a larger blank area for stamping or signatures. A legend at the bottom left indicates that the original form is valid until March 15 of the following year.

一般財団法人 関東陸運振興センターからのお知らせ

自動車登録番号標等の返納等について

お客様が旧番号標の記念所蔵を希望する場合には、窓口で事前に申し出て下さい。後からの申し出には対応できかねる場合がありますのでご協力の程、よろしくお願ひいたします。

また、ナンバーセンターでの「破壊サービス」は当面の間、下記の場合のみとさせていただきます。

【ナンバーセンターでの破壊サービス】

- 同一番号再交付・交換申請・番号変更で旧番号標の記念所蔵を希望する場合
- 抹消登録を行う際に、シート式番号標（ラグビーナンバー等）の記念所蔵を希望する場合
- 番号が変わる際に、旧番号標（シート式に限る）の記念所蔵を希望する場合

上記以外で、記念所蔵を希望する場合には、所有者が破壊を行うこととなります。ナンバーセンターでの破壊サービスはお受けできませんのでご理解、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。
なお破壊を行わず不正使用等が認められた場合には、道路運送車両法第98条により違反となります。

※ 「破壊サービス」とは、ナンバーの記念所蔵を希望する際に、番号標左上部分（番号標取付け穴位置）に直径41ミリの穴開けをおこない、旧番号標を所有者に返付をおこなうことです。

一般財団法人 関東陸運振興センター

【内容】損害賠償をしてトラックを返して欲しい

・車名：トラック ・登録年月：平成10年頃 ・走行距離：不明

相談日：平成28年2月5日

トラックを平成14年頃、知人から購入。タイヤ販売店の紹介で、A自動車整備工場に車の整備を依頼するようになる。平成25年にA自動車整備工場から軽トラックの購入案内があったが、断った。平成26年10月、トラックの車検を実施。平成27年8月にオーバーヒートしてA整備工場にレッカー移動を依頼した。同月、A整備工場から軽トラックを購入し乗り始めた。オーバーヒートしたのは水を抜いてあったせいではないか。損害賠償をしてトラックを返して欲しい。購入した軽トラックは以前案内があり、断った軽トラックではないか。

【対応】

平成26年10月の車検後から、平成27年8月にオーバーヒートするまでの車の使用状況を確認した。「毎日使用していた」とのことだったので、水が抜かれていたのであれば、車検後のもっと早い時期にオーバーヒート若しくはエンジン破損となると思われると説明。トラック購入後、一度も冷却水の交換をしていないらしいので、エンジン冷却系統のトラブル等を説明。また、日常点検・定期点検の有無を確認すると「行っていない」とのことであったため、それを行っていれば防げたトラブルだったのではないかと説明した。それらのことを考えると、損害賠償は請求できないと思われる。トラックをレッカーで搬入した時に、修理依頼をしたのか確認したところ「していない」とのこと。実際には同意し契約書にて正式に取引をしているため、壊れた自動車は廃車等の手続きが行われるのは当然のことであり、依頼者が修理依頼をその時にしなければいけないのでは、と説明した。また、自動車の保守管理もユーザーの責任と説明し相談を終了した。A整備工場に確認したところ、販売した軽トラックは最初に案内した物とは別な物であり、代金は一部未払いとのこと。

スペアタイヤ格納具脱着作業時の注意事項について

トヨタ自動車株式会社

スペアタイヤ格納具の床下搭載車両において、定期点検等でタイヤの外観ならびに空気圧を点検するため、格納具のボルト/ナットを脱着しますが、締め付け不足の状態で使用されると、タイヤがガタついて、走行中に外れるおそれがあります。

つきましては、スペアタイヤ格納具の脱着作業時の注意点をお知らせしますので、確実な点検整備の実施をお願いいたします。

トヨタ車以外の車両で取付け構造が同じであれば、同様な点検整備の実施をお願いします。

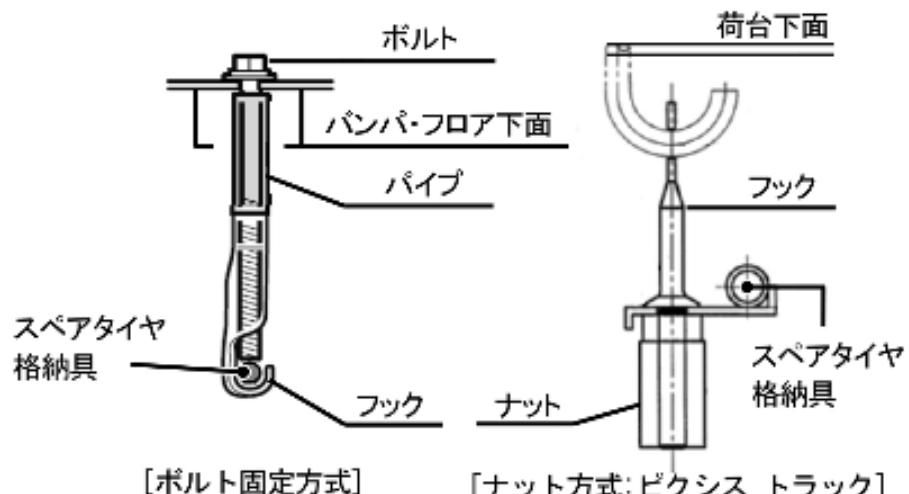
■対象車両

(トヨタ車)

ハイエース、レジアスエース、グランピア、ハイエースレジアス、グランドハイエース、
イプサム、ナディア、ガイア、エスティマ、アルファード、ヴェルファイア、ノア、
ヴォクシー、タウンエース、ライトエース、アイシス、プロボックス、サクシード、
パッソセッテ、ピクシスバン・トラック

■スペアタイヤ格納具の脱着作業時の注意点

スペアタイヤ格納具は、下図のようにボルト、パイプ、フックまたは、フック、ナットの方式で固定されています。組付け時にはボルトにパイプを必ず通し、フックにボルト/ナットが嵌合



<注意点>

1. ボルト/ナットの締め付け

- ボルトを締め付ける前に、ボルトにパイプがセットされていることを確認してください。
※タウンエースバン、ライトエースバン、ピクシスバン・トラックにはパイプがありません。

- ・ボルト/ナットは下記トルクで締め付けてください。

締め付けトルク
- ・グランピア、ハイエースレジアス、グランドハイエース、ピクシス トラック
30 N・m (306 kgf・cm)
- ・その他の車種
18 N・m (184 kgf・cm)
- ・トヨタ車以外は FAINES 等で修理書を参照してください。
- ・パイプのガタがなくなっていることを確認してください。ガタの確認ができない場合は、ボルトの先端が格納具に当たっていることを確認してください。
- ・本締めはインパクトレンチを使用せず、ホイールナットレンチで行ってください。

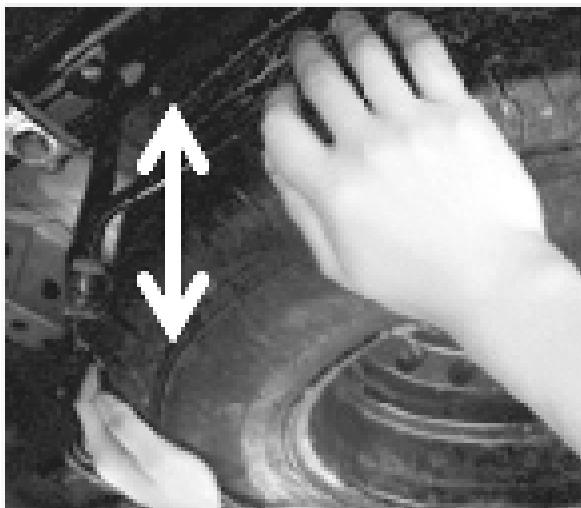


インパクトレンチで本締めを行うと、
格納具を損傷する恐れがあります。

パイプがた確認方法

2. タイヤの固定状態

- ・フックに格納具が正しくセットされ、確実に固定されているかタイヤをゆすって確認してください。



タイヤ固定確認方法

車輪脱落事故に関する注意事項（再徹底！）

入庫した車両については十分な点検整備を実施し、安全安心をお届けしましょう。

一 大型車をご使用の皆様へ車輪脱落事故防止のお願いです。

(別添)

ストップ!! ザ・車輪脱落事故 大型車の車輪脱落事故ゼロへ

車輪の脱落事故が起きています

大型車・車輪脱落事故

412件!

平成15年1月～平成26年12月(年間約34件)

車輪が脱落するまでには必ず予兆があります。
日頃の点検・整備で車輪脱落事故を防止。
ご自身による車輪まわりの点検をお願いします。

車輪脱落事故の多くは、ホイール脱着後1か月以内に起きています。正しい脱着作業をお願いします。

他人事ではない!
点検整備しないと、
車輪が飛びます!



車輪の脱落は、路上故障や他の交通の妨げとなるばかりではなく、歩行者や他の車両の乗員の命に係わるなど、場合によっては重大な事故を引起し、社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

安全確保のために、日頃から、正しい点検・整備の実施をお願いします。

あなた自身による、正しい点検・整備の実施が重要です。

車輪脱落を防ぐ、4つのポイント

確実な締付け

締付け方式には、球面座で締付けるJIS方式と平面座で締付けるISO方式があります。規定の締付けトルクで確実に締付けます。



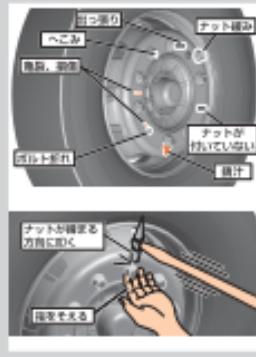
増し締めの実施

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。
50～100km走行後を目安に増し締めを行います。



日常の点検

一日一回、運行の前に、ホイールボルト、ナットを目で見て、さわって点検します。
異常を発見したら直ぐに整備工場へ。



ホイールの履き替え

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ず確認してください。



詳しい情報は… 日本自動車工業会 HP
日本自動車車体工業会 HP
日本自動車タイヤ協会 HP

<http://www.jama.or.jp/user/>
<http://jabia.or.jp/use/trailer/index.php>
<http://www.jatma.or.jp/tekisei/>

国土交通省

(一般社団法人) 日本自動車工業会 いすゞ自動車 / 日野自動車 / 三菱ふそうトラック・バス / UDトラックス

(一般社団法人) 日本自動車車体工業会 トレーラ部会

(一般社団法人) 日本自動車タイヤ協会



大型トラック(トレーラ)・バスのホイールボルト関係の点検内容

- 大型車：車両総重量 8 トン以上のトラック(トレーラ)または乗車定員 30 人以上のバス

日常点検

1 目視での点検

- ホイールナットの脱落やホイールボルトの折損はないか。
- ホイールやホイールボルト、ナットのまわりに錆汁がでた痕跡はないか。
- ホイールナットから突出しているボルトの長さに不揃いはないか。
- ホイールに亀裂や損傷がないか。

目視での点検



2 点検ハンマなどを用いての点検

- ボルトの折損やナットの緩みがないか、ホイールナットの下側に指をそえて、点検ハンマなどでナットの上側面を叩いたときに、指に伝わる振動が他のホイールナットと違ったり、濁った音がしないか。

点検ハンマなどを用いての点検



ねじの締付け方向を確かめて締付けます



JIS方式ダブルタイヤの締付け手順

- ① アウターナットを ② インナーナットを ③ アウターナットを
締付けます。 締付けます。 締付けます。



この図は右側タイヤの場合です。

(最初に半数を点検) (次に残りの半数を点検)



ホイール、ハブ、ボルト、ナットの点検箇所



ディスクホイールの点検箇所



3か月点検

1 一つのナットで締付ける方式の緩み点検

- トルクレンチを用いるなどにより、ホイールナットを規定のトルクで締付けます。

2 インナー、アウターのナットで締付ける方式の緩み点検

- 最初にボルトの半数(一個おき)のアウターナットを一旦緩め、インナーナットをトルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締付けます。
- 次に、緩めたアウターナットを、トルクレンチを用いるなどにより規定の締付けトルクで締付けます。
- 続いて、残りの半数のホイールボルトのアウターナット、インナーナットについても同様の作業を繰り返します。

1 ディスクホイールを取り外して行う点検

- ホイールボルトやナットに亀裂や損傷がないか、苦しい匂の発生がないか。
※ワッシャー(座金)付きナット(ISO方式)では、ワッシャーがスムーズに回転するかも点検。
- ホイールボルトに伸びはないか。
- ボルト、ナットのねじ部に「つぶれ、やせ、かじり」などの異常はないか。
- ホイールのボルト穴、かぎり穴のまわりや溶接部に亀裂および損傷がないか、ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないか。
- ホイールのハブへの取付面、合わせ面に摩耗や損傷がないか。

2 ディスクホイールを取り付ける際に行う点検

- ホイールの取付面、合わせ面、ホイールナットの当たり面、ハブ取付面、ボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などの異物を取除きます。
- ホイールボルト、ナットに指定の潤滑剤を薄く塗布します。(✓)
・JIS方式の場合…ボルト、ナットのねじ部および座面(球面座)部に塗布
・ISO方式の場合…ボルト、ナットのねじ部およびナットとワッシャーとのすき間に塗布
(※ホイールとの当たり面には塗布しない)

(✗) ドライ方式(潤滑剤を塗布せず締付ける方式)の車両では、油分の塗布は厳禁です。

- ホイールナットの締付けは、対角順に 2~3 回に分けてを行い、最後にトルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締付けます。
※インパクトレンチで締付ける場合は、締付け時間や空気圧などに留意し、締め過ぎないように十分注意します。最後は、トルクレンチを用いるなどして規定のトルクで締付けます。

締付け不足、締め忘れ防止のため、作業終了後、(規定のトルクで)確実に締付けたことを確認するようお願いします。

● 50~100 km走行後を目安に、増し締めを行います。

締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締付ける JIS 方式と、平面座で締付ける ISO 方式があります。
大型トラック・バスでは「排出ガス規制ポスト新長期規制適合」車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO 方式」を採用しました。

アルミホイール/スチールホイールの置き替えには、それぞれ適合するボルト、ナットの使用が必要です。

【後輪ダブルタイヤの締付け構造】

ISO方式(8穴、10穴)



JIS方式(6穴、8穴)



*締めすぎには注意して下さい。ボルト、ナットの破損につながります。

*締付はトルクレンチを使い、適正トルクで締め付けましょう。